

居宅介護支援センター椿

重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている（利用している）指定居宅介護支援について、知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

【1】施設経営法人

法人名	社会福祉法人 天寿園会
法人所在地	青森県上北郡七戸町字舟場向川久保308番地
電話番号	0176-68-4888
代表者氏名	理事長 工藤 要一
設立年月日	平成6年2月17日

【2】ご利用施設

施設の種別	居宅介護支援・事業所番号1373204542号
施設の目的	事業者が行う居宅介護支援事業は、要支援状態または要介護状態の心身特性を踏まえて、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスの提供に努め、もって要援護老人及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とします。
施設の名称	居宅介護支援センター椿
施設の所在地	東京都町田市相原町2311-1
電話番号	042-700-1188
管理者氏名	篠原 幸子
当施設の運営方針	利用者個々の日常生活の状況、精神状況をよく観察し、利用者のニーズに対応した居宅介護支援サービスの提供を行う。
開設年月	平成25年3月1日

【3】設備の概要

設備の概要	建物 鉄筋コンクリート造5階建のうち1階部分
-------	------------------------

当施設では以下の設備をご用意しています。

設備の種類	室数	備考
事務室	1室	施設の他事業と共用
相談室	1室	施設の他事業と共用

【4】職員の配置・職務内容

当施設では、ご契約者に対して居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職	職務内容	人員数
管理者	事業の管理業務を行います。	常勤 1名 (介護支援専門員と兼務)
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	常勤又は非常勤 1名以上
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤又は非常勤 1名以上

【5】サービス提供時間

営業日・時間	月曜日から金曜日 8時30分～17時30分
休日	土曜日・日曜日・12月31日・1月1日は休日

【6】サービスの内容

当施設では、ご契約者へ以下のサービスを提供します。

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 関係サービス事業者との連携・調整
- ③ サービス実施状況の評価
- ④ 利用者状態の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定申請に関する援助
- ⑦ 相談業務
- ⑧ その他居宅介護支援に付随する業務

【7】通常の実施地域

- ① 町田市（東京都）
- ② 八王子市（東京都）
- ③ 多摩市（東京都）
- ④ 相模原市（神奈川県）

【8】利用料金

① 居宅介護支援費

要介護認定を受けた方は、介護保険から全額給付されますので、ご契約者の負担はありません。但し、介護保険料の滞納等で給付制限のかかる方は、ご契約者の負担となる場合がありますので、ご注意ください。

基本部分		単位	利用料
居宅介護支援費Ⅰ（i）	要介護1・2	1,086	12,076
	要介護3・4・5	1,411	15,690
居宅介護支援費Ⅰ（ii） （※）	要介護1・2	544	6,049
	要介護3・4・5	704	7,828
居宅介護支援費Ⅰ（iii） （※）	要介護1・2	326	3,625
	要介護3・4・5	422	4,692
（※）居宅介護支援費（Ⅱ）、（Ⅲ）については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については（Ⅱ）を、60件以上の部分については（Ⅲ）を算定する。			

ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置の場合

基本部分		単位	利用料
居宅介護支援費Ⅱ（i）	要介護1・2	1,086	12,076
	要介護3・4・5	1,411	15,690
居宅介護支援費Ⅱ（ii） （※）	要介護1・2	527	5,860
	要介護3・4・5	683	7,594
居宅介護支援費Ⅱ（iii） （※）	要介護1・2	316	3,513
	要介護3・4・5	410	4,559
（※）居宅介護支援費（Ⅱ）、（Ⅲ）については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については（Ⅱ）を、60件以上の部分については（Ⅲ）を算定する。			

加算部分	単位	利用料
初回加算	300	3,336
特定事業所加算（Ⅰ）	519	5,771
特定事業所加算（Ⅱ）	421	4,681
特定事業所加算（Ⅲ）	323	3,591
特定事業所加算（A）	114	1,267
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250	2,780
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200	2,224
通院時情報連携加算	50	556
退院・退所加算（Ⅰ）イ	450	5,004
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600	6,672
退院・退所加算（Ⅱ）イ	600	6,672
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750	8,340
退院・退所加算（Ⅲ）	900	10,008
緊急時等居宅カンファレンス加算	200	2,224
ターミナルケアマネジメント加算	400	4,448

② 交通費

通常の実施地域を超えた地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。

③ 複写物代

1枚 30円

④ 利用料金のお支払方法

前記①、②、③の料金・費用に負担が発生した場合は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

窓口での現金支払い	月曜日から金曜日 8時30分～17時30分)
口座振込み	みずほ銀行 橋本支店 普通預金2571107 口座名義人 居宅介護支援センター椿

【9】サービスの利用方法

当事業所へご連絡いただき、直接お申込みいただき、担当の介護支援専門員と事前にご相談下さい。サービス提供のご依頼を受けた後、契約を結び、サービスの開始を致します。

【10】公正中立なケアマネジメントの確保

利用者、その家族は、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。

利用者、その家族は、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。

前6ヶ月間に当事業所が作成したケアプランの訪問介護・通所介護・地域密着通所介護・福祉用具貸与の利用割合等は別紙の通りとなります。

【11】契約の終了

当施設と以下のような事由にて契約の継続が困難な場合は、事前の協議の上、契約を終了させていただくこととなります。

- ① 要介護・要支援認定により、ご契約者の心身の状況が自立と判定された場合。
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ④ 当施設が介護保険事業の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑤ ご契約者から終了の申し出があった場合。
- ⑥ 事業者から終了の申し出があった場合。

【12】サービス利用にあたっての留意事項

- ① 利用者、その家族は、利用者が入院時には、担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供してください。
- ② 交通事情等により、お約束の訪問時間に到着できない場合がありますので、あらかじめご了承下さい。
- ③ ご不明な点や悩み事、お困りのことなどありましたらお気軽にご相談下さい。

【13】守秘義務について

- ① 事業者、サービス従事者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。利用を終了した後も継続されます。
- ② 事業者は、利用者の医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の状況を提供できるものとします。
- ③ 事業所は利用者の円滑な援助を行う為に必要性がある場合には、利用者に関する情報を提供できるものとします。

④ 事業者は、利用者が医療系サービスを希望した場合は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされているが、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付することとします。

⑤ 事業者は、訪問介護事業者等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行うこととします。

【14】感染症の予防及びまん延防止について

感染症の予防及びまん延に関する取組の徹底のため、定期的な委員会の開催・従業員への周知徹底、指針の整備、研修や訓練（シュミレーション）の実施等に取り組みます。

【15】虐待防止について

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待防止等の推進の観点から、虐待の発生またはその再発防止のための措置（虐待防止のための委員会の定期的開催・従業員への周知徹底、指針の整備、従業員に対する虐待防止に関する研修の実施）を講じています。また、当事業所管理者を虐待防止に関する担当者に選定しております。

虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村に通報します。

町田市いきいき生活部高齢者支援課	電話番号：042-724-2141
八王子市福祉部高齢者福祉課	電話番号：042-620-7420
多摩市健康福祉部高齢支援課地域ケア推進係	電話番号：042-338-6846
相模原福祉基盤課 高齢指定・指導課	電話番号：042-769-9226

【16】ハラスメントの防止対策について

事業者は、ハラスメントの防止に向けた取り組みを行っています。ハラスメント事案が発生した場合は、マニュアル等を基に迅速な対応を行い、再発防止策を検討します。

【17】業務継続計画について

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定しています。

【18】身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

【19】第三者評価の実施状況

別紙のとおりです。

【20】緊急時における対応方法

事業者の職員は、ご契約者に急変が生じた場合、速やかに主治医への連絡を行う等のその必要な措置を講じ対応します。

【21】非常災害対策

- ① 非常災害対策として平素から消防機関等関係機関と具体的な協議を行い、ご契約者に対し常に避難経路を周知徹底するとともに、定期的な避難訓練の実施を行います。
- ② 火災や災害発生時は、直ちに消防機関に通報するなど、人身事故の防止を第一に考えて、避難誘導を全力で行います。

【22】事故発生時の対応について

- ① サービス提供により、事故が発生した場合は速やかに市区町村、及び家族に対して連絡を行う等必要な措置をとります。
- ② 事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、採った記録は2年間保存します。
- ③ サービスの提供により損害賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

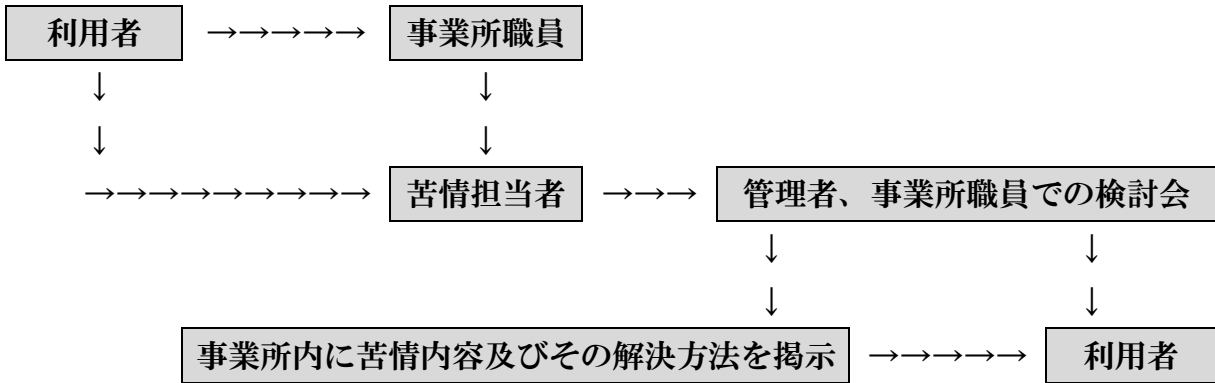
【23】苦情の受付について

- ① 当施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口	介護支援専門員
電話番号	042-700-1188
受付時間	毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

*苦情受付ボックスを玄関前（ロビー）に設置しています。

- ② 苦情処理体制（苦情処理フロー）



- ③ 行政機関の他苦情受付機関

町田市いきいき生活部 介護保険課 給付係	所在地：東京都町田市森野2-2-22
	電話番号：042-724-4366
	受付時間：8:30～17:00

東京都 国民健康保険団体連合会 介護福祉部介護指導課 介護相談窓口	所在地：	東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階
	電話番号：	03-6238-0177
	受付時間：	9:00~17:00
社会福祉法人 東京都社会福祉協議会	所在地：	東京都新宿区神楽河岸1-1 飯田橋セントラルプラザ内
	電話番号：	03-3268-7171
	受付時間：	8:30~17:30

【22】重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

上記内容について、利用者（代理人）に説明を行いました。

事業者	所在地	〒194-0211 東京都町田市相原町2311-1		
	法人名	社会福祉法人 天寿園会		
	代表者名	理事長 工藤 要一	印	
	事業所名	居宅介護支援センター 椿		
	説明者氏名	印		

事業者から上記内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所			
	氏名	印		

私は、利用者の意思を確認した上で上記署名を代行しました。

代理人	住所			
	氏名	印		
	続柄			